



期日前投票所における受付処理誤りについて

期日前投票所において、受付処理に誤りがありましたので、お知らせいたします。

(1) 日時

令和8年2月4日 (水)

(2) 場所

二宮町第1期日前投票所 (生涯学習センター ラディアン)

(3) 経過

令和8年2月4日 (水) 午前11時半頃、期日前投票に訪れた町民から受付時に「既に投票済みと表示された」と申し出がありました。受付状況と宣誓書兼請求書を確認した結果、生年月日が同じ別の町民の受付を誤処理していたことが判明しました。申し出者が未投票であることが確認されたため、謝罪のうえ、投票を完了しました。

(4) 原因

期日前投票所の受付係が投票受付システムに表示された内容と宣誓書兼請求書を照合するにあたり、住所、氏名を十分に確認せず、受付処理をしてしまったことが原因であると考えられます。

(5) 再発防止策

期日前投票所で投票受付する際には、投票受付システムに表示された内容と入場整理券や宣誓書兼請求書の住所、氏名、生年月日を確実に照合し、誤った処理を絶対にするとのないよう指導、徹底いたしました。

